

別紙 1

1 命令等の題名

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令

2 根拠となる法令の条項

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項第4号及び第47条

3 概要

風営法第2条第1項第4号は、「ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業」を風俗営業として掲げる一方、「客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者（政令で定めるダンスの教授に関する講習を受けその課程を修了した者その他ダンスを正規に教授する能力を有する者として政令で定める者に限る。）が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業」を風俗営業から除外している。

これを受け、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下「風営法施行令」という。）は、第1条において、「政令で定めるダンスの教授に関する講習」を「社団法人全日本ダンス協会連合会（昭和60年5月30日に社団法人全日本ダンス協会連合会という名称で設立された法人をいう。）又は財団法人日本ボールルームダンス連盟（平成4年3月24日に財団法人日本ボールルームダンス連盟という名称で設立された法人をいう。）」（以下「特定講習団体」という。）が行う講習であってダンスを有償で教授する能力を有する者を養成することができるものとして国家公安委員会が指定するものと規定するとともに、第1条の2において、「政令で定める者」を特定講習団体が国家公安委員会に推薦した者と規定しているところ、近年の風俗営業をめぐる情勢の変化に対応するため、これらの規定について、次のような改正を行うこととする。

(1) 風営法第2条第1項第4号の政令で定めるダンスの教授に関する講習の実施主体（風営法施行令第1条関係）

風営法第2条第1項第4号の「政令で定めるダンスの教授に関する講習」の実施主体について、特定講習団体から「ダンスの教授に関する講習の実施に関する業務を適正かつ確実に実施することができる」と認められる法人に改める。

(2) 風営法第2条第1項第4号の政令で定める者として国家公安委員会に推薦する主体（風営法施行令第1条の2関係）

風営法第2条第1項第4号の「政令で定める者」に関し、国家公安委員会に推薦する主体を特定講習団体から「（国家公安委員会により）指定された講習を行う法人」に改める。

(3) 経過措置（附則関係）

この政令の施行の際現にこの政令による改正前の風営法施行令第1条の規定により指定されている講習は、この政令の施行の日に、この政令による改正後の風営法施

行令第 1 条の規定により指定されたものとみなすこととする。

- 4 施行期日
公布の日